

# ご存知ですか？ 介護保険制度

長寿課 ☎66♦1176

本格的な高齢化社会を迎えている日本。蒲郡市も例外ではありません。介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化や核家族化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。介護保険は、こうした介護を社会全体で支えていくために生まれた制度です。

介護保険制度は、市が保険者となって運営し、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用を一部負担することでサービスを利用できるしくみです。

## 介護サービスを利用できる方

### 65歳以上の方（第1号被保険者）

日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された方。



### 40～64歳の方（第2号被保険者）

介護保険で対象となる病気（特定疾病）が原因で日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された方。



## 介護サービスを利用するには

### 1 申請

事前に主治医の了解を得てから、本人または家族が長寿課の窓口で申請してください。（法令で定められた事業者の代行も可）  
※持ち物：介護保険証（40～64歳の方は加入している医療保険の被保険者証）



### 2 要介護認定

①調査員の訪問、面談、聞き取り（認定調査）  
②申請者の主治医からの意見書  
③介護認定審査会  
を行い、要支援1・2、要介護1～5、非該当いずれかの要介護度を決定します。



### 4 介護サービスの利用

利用者は費用の1割負担でサービスを利用することができます。

- ◎在宅サービス（自宅利用）  
訪問介護、訪問入浴、訪問看護など
- ◎通所サービス（自宅から通って利用）  
デイサービス、デイケア、ショートステイなど
- ◎施設サービス（入所して利用）  
介護老人福祉施設、介護老人保健施設など
- ◎生活環境を整えるサービス  
福祉用具の貸与・購入、住宅改修など



### 3 ケアプランの作成

要介護度ごとにケアマネジャー（介護支援専門員）と相談し、利用者の希望を聞きながら介護の度合いにあったサービスの利用計画を作成します。

- 要支援1・2  
地域包括支援センターに依頼
- 要介護1～5  
市内居宅介護支援事業者に依頼
- 非該当  
地域支援事業を利用

